

地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する 基本方針の変更について(概要)

総合政策局地域交通課

前文

- ・(基本方針全体として、)地域公共交通の活性化及び再生における課題の中心を「地域公共交通網の持続可能な形成」から「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に変更。
- ・地域公共交通の現状に、①運転者不足の深刻化、②高齢者による免許返納の進行、③インバウンドの増加、④AI・ICT等の新技術やMaaSの出現等についての記載を追加。

一 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

- ・地域公共交通の活性化及び再生の意義の内容として、免許返納の進む高齢者の利用しやすい移動手段の確保の必要性や交通の観光振興の基盤としての重要性、新技術等の活用による交通の利便性向上の必要性等についての記載を追加。
- ・こうした地域公共交通に対する社会的要請に応える具体的取組として、①ダイヤ、運賃などのサービス面での見直しによる公共交通の改善、②スクールバス等を活用した輸送資源の総動員の取組等についての記載を追加。
- ・住民、来訪者の移動手段の確保の手段として、上記①②の取組や路線廃止に至る場合の代替サービスによる継続の取組等についての記載を追加。
- ・まちのにぎわいの創出や健康増進の取組として、地域公共交通施策と福祉施策の両分野の一層の連携等についての記載を追加。
- ・観光振興施策との連携による人の交流の活発化の取組として、公共交通におけるインバウンドのニーズに対応した環境の整備等についての記載を追加。
- ・安全・安心な運送サービスの提供の取組として、公共交通機関におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化施策等についての記載を追加。
- ・新たな技術・サービスの活用を通じた利用者の利便性の向上施策についての項目を追加し、ICカード・QRコード等のキャッシュレス決済技術やMaaS、データの共有・利活用の取組等を記載。

二 地域公共交通計画の作成に関する基本的な事項

- ・従来の地域公共交通網形成計画に代わるマスタープランである地域公共交通計画の記載事項の下記項目について、それぞれ主に以下の標題及び内容の改正を予定。

- (1) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する基本的な方針

: 観光施策と地域公共交通施策の一体的な推進の重要性や輸送資源の総動員の重要性等についての記載を追加。また、地域特性に応じた多様な交通サービスの例として、AIオンデマンド交通やMaaSのような手段等についての記載を追加。

- (2) 地域公共交通計画の区域

: 市町村から都道府県への計画作成の要請等を通じて、両者が連携して地域の公共交通の課題に取り組むことの重要性等についての記載を追加。

- (3) 地域公共交通計画の目標

: 計画に定められた事業のPDCAサイクルの強化のため、利用者数や公的負担額など事業の効率性に関する指標について、クロスセクター効果にも着目しつつ、定量的に設定するよう努めるべき旨の記載等を追加。

- (4) 地域公共交通計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

: 取組の例として、スクールバス等を活用した輸送資源の総動員や等間隔運行ダイヤ・定額制乗り放題運賃の設定、自家用有償旅客運送の導入等についての記載を追加。また、地方公共団体は事業を推進する上での必要な資金の確保に努めるべき旨の記載等を追加。

- (5) 地域公共交通計画の達成状況の評価に関する事項

: 毎年度の評価や評価結果に基づく計画変更の重要性、評価結果の送付を受けた際の大臣の助言等についての記載を追加。

- ・協議会の構成員の例として、自家用有償旅客運送者や高齢者・障害者等を追加。また専門的な知識を有する者として、データの調査・分析やマーケティングの手法に関する専門家等についての記載を追加。

- ・独占禁止法特例法の共同経営計画作成を見据えた協議では、複数事業者間で同法に基づく運賃や路線等の設定について個別具体的な協議が可能である旨の記載等を追加。

三 地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関する基本的な事項

- ・今般新設した地域旅客運送サービス継続事業に関する留意事項を追加し、地域の運送サービスの維持困難性に関する認識共有、実施方針の作成の際の関係者との協議、その際の輸送資源の総動員の重要性等を記載。
- ・今般新設した貨客運送効率化事業に関する留意事項を追加し、地域の物流事業者との連携の必要性等を記載。
- ・従来の地域公共交通再編事業に代わる地域公共交通利便増進事業に関する留意事項として、路線ネットワークのみならず、ダイヤや運賃のサービス面も踏まえた改善を行うことの重要性等についての記載を追加。また独占禁止法特例法との一体的活用が重要である旨の記載を追加。
- ・道路運送法による新規参入に係る通知を受けた地方公共団体による意見の提出の際の留意事項等についての記載を追加。

五(新設) 新モビリティサービス事業に関する基本的な事項

- ・今般新設した新モビリティサービス事業の制度内容や、実施計画の記載事項の明確化、新モビリティサービス協議会を活用した関係者との協議、事業者間のデータ共有・連携等の新モビリティサービス事業を実施する際の留意事項等についての記載を追加。

六(現行の五) 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

- ・毎年度の評価や評価結果に基づく計画変更の重要性や、評価に当たっての留意事項として、クロスセクター効果への着目等についての記載を追加。

七(現行の六) その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

- ・関係者の役割として、広域的な観点からの計画作成への参画など都道府県による主体的な取組、輸送資源の総動員に向けた市町村によるきめ細かい調整、独占禁止法特例法の活用やMaaSの導入も含めた事業者同士の連携の重要性等についての記載を追加。
- ・また、公共交通サービス以外の地域の輸送資源を担う者による地域公共交通への積極的な関与の必要性等についての記載を追加。
- ・関連する施策との連携や関係者間での連携の内容として、新たに、災害対策との連携や感染症の拡大を踏まえた地域公共交通施策の議論の重要性、独占禁止法特例法に基づく共同経営を活用した関係者間の連携促進の重要性等についての記載を追加。